

審議会関係法令等資料

○ 地方自治法（抜粋）

（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。))又は退職手当を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例に習い措置を講ずるよう、町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1. 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
2. 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

3. 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

特別職の給与について ー昭和 43 年 10 月 17 日 自治給第 94 号ー

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和 39 年自治給第 208 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿って措置されてきていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容及び引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがあるが、世論の批判を受けているむきもあるので一層の適正化を期するため、下記事項に充分配慮し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

1 特別職の職員の給与の内容の明確化について

(1) 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第 204 条及び附則第 6 条の 2 の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各種手当のもつ本来の性格から、その支給範囲において、当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表においてその職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市町村長）、副知事（助役）及び出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給するものとするのは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料の引き上げに関連して、これらの職員に管理職手当の支給を行っている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行っている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当又は暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行っている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様その改善措置を講ずること。

(2) 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類及び額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類及び額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

2 特別職報酬等審議会について

(1) 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し世論の批判が見られたが、委員の選任に当たっては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

(2) 給与改定の時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料及び報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問すること。

(3) 審議会への提出資料

三役及び議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行うに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯及び一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

(4) 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議の経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

(5) 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、又は改定の実施時期を繰り上げることをしないよう充分配慮すること。

別記資料

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込み
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額の総額の住民1人当たりの額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

○春日井市特別職報酬等審議会条例

昭和39年 8 月27日

条例第51号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、春日井市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、春日井市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(附則省略)

春日井市附属機関等の設置等に関する指針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、公正で透明性のある市政の推進を図るため、附属機関及び懇話会(以下「附属機関等」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例(以下「法令」という。)の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇話会」とは、要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市職員のみを構成員として組織されているもの
- (2) 関係機関との連絡調整を主な目的とするもの
- (3) 実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの
- (4) 市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

第2章 附属機関

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の設置は、行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から真に必要なものに限ること。
- (2) 附属機関の担当事務は、設置目的又は審議事項が類似する附属機関の設置を防ぐため、できる限り広範囲のものとし、その運営に当たっては、分科会又は部会を設置する等弾力的かつ機能的な運営を図ること。
- (3) 附属機関の設置目的が臨時的なものについては、設置期限を明示すること。

(附属機関の見直し)

第4条 附属機関のうち、法令により設置が義務付けられているものを除き、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的が達成されたもの
 - (2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により継続の必要性が低下してきたもの
 - (3) 活動が著しく不活発で、設置効果の乏しいもの
 - (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
 - (5) 設置目的及び担任事務が他の附属機関と類似又は重複しているもの
 - (6) その他行政の簡素化及び効率化の観点から統合が望ましいもの
- (附属機関の設置等の調整)

第5条 附属機関を設置しようとする課等の長は、次に掲げる事項について、設置しようとする3か月前までに総務課と協議しなければならない。

- (1) 附属機関の設置、廃止又は他の附属機関との統合
 - (2) 附属機関の委員の数、任期及び報酬金額
- (附属機関の委員の選任)

第6条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえ、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から選任することとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の委員の数は、原則として15人以内とすること。
- (2) 団体へ委員の推薦を依頼する場合には、団体の長に限らず適任者の推薦を要請するものとする。
- (3) 女性委員の登用については、春日井市審議会等委員への女性の登用促進要綱（平成21年4月1日施行）によるものとする。
- (4) 本市市議会議員及び本市職員を委員に選任しないこと。
- (5) 委員の任期は2年以内とし、その在任期間は、一の附属機関において通算して10年（一の任期が1年に満たない場合（補欠委員の任期を除く。）は1年とする。）を超えないこと。また、公募委員については、再任しないこと。

(6) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は、5までとすること。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 当該附属機関の担当事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合

(3) 専門的知識又は経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合

(公募による委員の選出)

第7条 附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議事項等を考慮した上で、委員の公募について検討し、その実施に努めるものとする。ただし、専門的な一定の事項及び利害関係の処分等について調停、審査、諮問又は調査するものにあつては、この限りでない。

(委員の公募)

第8条 附属機関の委員を公募するに当たっての応募資格は、応募の日において次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 18歳以上の者

(2) 市内に住所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者

(3) 本市の附属機関等の委員となっていない者

(4) 本市市議会議員及び本市職員でない者

(5) その他市長が必要と認める要件

2 公募により選任する委員の人数の割合は、各附属機関等において委員定数のおおむね20パーセント以上とする。

3 公募は、おおむね次に掲げる事項を広報、ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(1) 附属機関の名称、設置目的及び担当事務

(2) 任期

(3) 応募資格

- (4) 募集人員
- (5) 応募方法
- (6) 応募期間
- (7) 選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 問い合わせ先

4 委員の応募方法は、原則として附属機関等委員応募申込書（様式1）により申し込むものとし、募集期間は2週間以上とする。

5 委員の選考は、公募に係る附属機関を主管する課等（以下「主管課」という。）に設置する選考委員会をもって行うこととし、その方法は書類選考によるものとし、選考結果については、応募者全員に通知するものとする。

6 選考委員会は、市職員のうちから市長が命ずる5名以内の委員をもって組織する。

7 公募を行った場合において、次に掲げるときは、再公募をすることができる。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (3) 選考の結果、該当者がなかったとき又は公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

8 公募に関する事務は、主管課が行うものとする。

（委員の選任等の調整）

第9条 主管課の長（以下「主管課長」という。）は、附属機関の委員を選任する場合には、事前に総務課と協議しなければならない。

2 総務課は、附属機関の委員の名簿を一元管理しなければならない。

3 主管課長は、委員が選任された場合には、総務課に当該委員の名簿を提出しなければならない。

第3章 懇話会

（懇話会の設置等）

第10条 懇話会の設置に当たっては、次の各号のいずれにも該当する場合に限

り新たに設置するものとする。

(1) 市民意見の反映や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの意見を必要とするもの

(2) 他の行政手段又は既存の懇話会では、その目的を達成できないもの

2 新たな懇話会の開催に当たっては、第5条の規定を準用する。

3 既存の懇話会の見直しに当たっては、第4条の規定を準用する。

(懇話会の運営等)

第11条 懇話会の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 組織としての意思を決定するための手続きは行わないこと。

(2) 代表者を置かないこと。

(3) 懇話会の名称については、「審議会」、「審査会」及び「調査会」を付した名称を用いないこと。

(4) 懇話会の担当事務については、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「建議する」の表現を用いないこと。

(5) 懇話会の検討結果については、「答申」、「建議」、「報告」及び「提言」の表現を用いないこと。

(6) 懇話会の委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費であること。

2 懇話会の委員の決定及び公募に当たっては、第6条から第9条までの規定を準用することとし、その決定については、通知文書により依頼するものとする。

第4章 会議の方法

(会議の方法)

第11条の2 附属機関等の会議は、次に掲げる方法を原則とする。

(1) 会議を開催する場所に委員が参集する方法(第14条において「通常会議」という。)

(2) オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができるもの)により委員が参加する方法(第14条において「オンライン会議」という。)

(3) 一の会議における、前2号を組み合わせた方法（第14条において「ハイブリッド会議」という。）

2 前項の規定による方法のほか、あらかじめ条例又は執行機関が定める規則等で規定する限りにおいて、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

第5章 会議の公開

（会議の公開）

第12条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（公開又は非公開の決定）

第13条 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定により、附属機関にあっては附属機関の長が当該会議に諮って行い、懇話会にあっては市長が行うものとする。

2 附属機関及び市長は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

（公開の方法等）

第14条 附属機関等の会議の公開は、次の各号に掲げる会議の方法に応じそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常会議 会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- (2) オンライン会議及びハイブリッド会議 所定の場所に一定の傍聴席を設

け、希望する者に傍聴を認めること及び会議の動画を即時に配信することにより行う。

2 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴手続、遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

3 附属機関等の会議資料の公開は、次の各号に掲げる会議の方法に応じそれぞれ当該各号に定める方法による。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

(1) 通常会議 傍聴者への配付又は閲覧

(2) オンライン会議及びハイブリッド会議 傍聴者への配付又は閲覧及びホームページへの掲載

(会議開催の周知)

第 15 条 附属機関等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の 2 週間前までに、次に掲げる事項を広報、ホームページ等により市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 傍聴定員

(6) 傍聴手続

(7) その他必要な事項

(会議資料等の公開)

第 16 条 附属機関等は、会議資料及び当該会議の議事録又は議事要旨を公開するよう努めなければならない。ただし、不開示情報が記録されているものを除く。

(施行の状況の公表)

第 17 条 この指針に基づく附属機関等の会議の公開の施行の状況は、毎年度市

長が取りまとめ公表するものとする。

(附則省略)

議事録等の作成に関する指針

第1 趣旨

この指針は、春日井市における審議会等の透明性及び公開性の向上を図るため、法令等に別段の定めのある場合を除き、議事録等の作成について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象となる会議

この指針の対象となる会議は、次に掲げるものとする。

- (1) 附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法令の定めるところにより設置されたものをいう。以下同じ。）
- (2) 懇話会（要綱等の定めるところにより設置されたものをいう。以下同じ。）
- (3) 市職員以外の外部の者を含む会議で、前2号に該当しないもの
- (4) 庁内会議（軽易なものを除く。）

第3 議事録等の作成方法

議事録等は、次の標準様式のいずれかの方法に従って作成するものとする。

- (1) 議事録（全文筆記） 第1号様式
- (2) 議事録（要点筆記） 第2号様式
- (3) 議事要旨 第3号様式
- (4) 議事記録 第4号様式

第4 作成方法の選択

- 1 議事録等の作成方法については、審議会等の会議の種類に応じて適切な標準様式の選択を行うとともに、必要に応じて記載事項等を適宜変更し、適正な議事録等の作成に努めなければならない。
- 2 前項の選択に当たっては、おおむね次の表を参考とし、あらかじめ審議会等に諮って、その作成方法を決定するものとする。

審議会等の会議の種類	議事録等の作成方法
附属機関の会議のうち、不服申立てに係る口頭審理 その他特に重要な事項を扱う場合	議事録（全文筆記）又は 議事録（要点筆記）
附属機関（上記以外のもの）及び懇話会	議事録（要点筆記）
市職員以外の外部の者を含む会議で、上記に該当しないもの	議事録（要点筆記）又は 議事要旨
庁内会議（軽易なものを除く。）	議事要旨又は議事記録

- 3 議会及び執行機関（教育委員会、選挙管理委員会等）の議事録等については、法令等又はそれぞれ当該機関の定めるところによる。

第5 議事録等の作成手順

- 1 議事録等の作成手順

議事録等の作成は、原則として次の手順に従って行うものとする。

- (1) 原案の作成、課長等の確認
- (2) 委員の確認手続
- (3) 署名
- (4) 文書管理システムによる起案

2 委員の確認手続及び署名

委員の確認手続及び署名は、次のいずれかの方法で行うものとし、あらかじめ審議会等に諮って、その方法を決定するものとする。ただし、庁内会議の議事録等で、委員の確認手続及び署名が特に必要でないと認められるときは、これらの手続を省略し、文書管理システムによる起案を行うものとする。

委 員 の 確 認 手 続	署 名
会長及びあらかじめ指定する委員に確認してもらう。	会長及びあらかじめ指定する委員の署名
委員全員に議事録等を送付し、一定の期間を定めて確認してもらう。	委員全員の署名又は会長及びあらかじめ指定する委員の署名
次回会議で議事録等を配付し、確認してもらう。	

第6 議事録等の作成期限

議事録等は、会議の終了後1月以内に作成するよう努めなければならない。

(附則省略)

○春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年10月 5 日

条例第19号

(議員報酬)

第1条 議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 665,000円
- (2) 副議長 月額 601,000円
- (3) 議員 月額 552,000円

第2条 議長及び副議長にはその選挙された日から、新たに議員となった者にはその職に就いた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 議員報酬は、毎月20日以降において市長の定める日に支給する。

第3条 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときはその当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、春日井市職員等の旅費に関する条例(昭和40年春日井市条例第6号。以下「旅費条例」という。)の規定による市長等に支給する旅費相当額とし、その支給方法については、旅費条例の規定を準用する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1か月以内に任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解

散により任期が終了したこれらの者（以下「任期が満限に達した者等」という。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(規則への委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則省略)

○春日井市特別職の職員の給与に関する条例

昭和63年 7 月11日

条例第27号

春日井市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年春日井市条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の受ける給与について必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 市長等の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

（給料の額）

第3条 市長等の給料月額、次のとおりとする。

- （1） 市長 1,103,000円
- （2） 副市長 920,000円
- （3） 教育長 801,000円
- （4） 常勤の監査委員 609,000円

（期末手当）

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1） 6箇月 100分の100
- （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(給与の支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与の支給方法は、春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

(附則省略)